

2025年6月1日

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する当社方針

当社は、令和5年11月29日に内閣官房および公正取引委員会から公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を受けまして、発注者として下記の内容に取り組んでまいります。

記

- ・発注者として受注者に対し、労務費上昇分の取引価格への転嫁に関する協議の場を定期的に設けます。
- ・労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料に基づくものとします。
- ・労務費の価格転嫁に係る交渉に関しては、サプライチェーン全体での適正な価格設定を意識した交渉に努めてまいります。
- ・受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた場合、速やかに協議の場を設け、労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引停止等の受注者に対して不利益な取扱いはいたしません。
- ・受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案いたします。
- ・受注者との間で定期的にコミュニケーションを図ります。
- ・価格交渉の記録を作成し、当社文書規程に基づき、保管いたします。

以上